

# 青森短期大学科目等履修生規程

## (目的)

第 1 条 青森短期大学学則第 36 条の規定に基づき、青森短期大学科目等履修生規程を定める。

## (入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学できる者は、青森短期大学学則第 14 条に規定する資格を有する者とする。

## (入学志願)

第 3 条 科目等履修生を志願する者は、科目等履修する学年、又は学期の授業の始まる前に、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 現に官公庁、又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書

## (入学の時期及び期間)

第 4 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2. 科目等履修の期間は、その学年又は学期限りとする。

## (履修科目)

第 5 条 科目等履修できる科目は、青森短期大学学則別表（1）に定める授業科目の中から総計 30 単位の範囲内とする。

## (入学許可)

第 6 条 第 2 条の願出があったときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長が入学を許可する。

## (授業料等の納入)

第 7 条 科目等履修を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入しなければならない。

## (出席)

第 8 条 科目等履修生は、許可された授業科目に限り出席するものとする。

## (単位取得)

第 9 条 科目等履修生には、単位取得証明書を交付する。

(施設の利用)

第 10 条 科目等履修生は、図書館その他の施設を利用することができる。

(費用)

第 11 条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は次のとおりとする。

- (1) 検定料 30,000 円
- (2) 入学料 30,000 円
- (3) 授業料 1 単位につき 3,000 円

2. 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(退学の願い)

第 12 条 科目等履修生が退学しようとするときは、事由を付して学長に願い出なければならない。

(学則等の遵守)

第 13 条 科目等履修生は、本学の学生に準じ青森短期大学学則その他規程を守らなければならない。

(許可の取り消し)

第 14 条 科目等履修生がこの規定に違反したとき、又は不適と認めたときは、学長は科目等履修生の許可を取り消すことができる。

附 則

1. この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 青森短期大学聴講生に関する規則（昭和 43 年 4 月 15 日施行）は廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。